

日本共産党、宮城野区選出の大内真理です。

議第91号議案「七北田川護岸等災害復旧工事(その6)」に反対し討論致します。

反対理由の第一は、このまま計画が実行されれば、蒲生干潟の生態系復元や存続に大きな脅威となるからです。

今回のTP7.2m河川堤防計画は、蒲生干潟北西部の国指定鳥獣保護区特別保護地区内にかかっています。また次期工事に予定されている南西部も同様に、蒲生干潟を横断する計画です。東日本大震災後、法定会議である「蒲生干潟再生協議会」は、委員の再三の求めでも、一度も開かれずにきました。代わりに開催されてきた「意見交換会」は位置付けの低いものでしたが、環境保護団体「蒲生を守る会」の働きかけにより、蒲生干潟に接触する部分の約40mセットバックが実現したことは一定評価できます。しかし「正式な計画図面ができたなら関係者と再度協議する」との約束はいまだ果たされず、昨年11月の意見交換会の議事録にも一切説明がありませんでした。入札は翌月の12月24日であり、約束違反です。

蒲生干潟は、国内有数の渡り鳥・渡来地であり、絶滅危惧種も観測される自然の宝庫です。東日本大震災後、壊滅したかにみえた干潟生態系は、驚異的なスピードで復活し、シギやチドリ、国指定天然記念物であるコクガンなど、貴重な水鳥の渡来数は震災前を越えるほどのレベルまで回復しています。海・川・砂浜・干潟・そして周囲の後背地へと連なる自然環境の連続性が多様な生物を養っており、それらは宮城県が世界に誇れる宝の自然です。

蒲生干潟を中心に活動している「仙台の高校生で考える防潮堤の会」と「蒲生を守る会」は昨年・今年と二年連続で日本自然保護大賞を受賞しました。私たち宮城県民には、この自然を子どもたちの未来へと末永く残し、伝えていく責務があるのではないのでしょうか？保護地区内を横断する2か所について計画変更するべきであり、同意できません。

反対理由の第二は、住民合意が得られていないという事です。

一昨日、地元の住民団体「蒲生のまちづくりを考える会」と、環境保護団体「蒲生を守る会」の2団体から議会への陳情、宮城県への要望が提出されました。

要望書では「蒲生の人々はかつて、仙台新港建設の際『所有地の6割を県へ、4割を手元に残す提案』に乗らざるを得なかった」事や「東日本大震災後、宮城県と仙台市が『蒲生干潟は消滅した』と断定し、後背地商業利用の協議をはじめた結果、『巨大防潮堤建設・区画整理事業』計画ありきで「危険区域」の網がかけられ、住民は代々受け継いできたこの土地から完全に締め出され、二度も同じ目に遭っている」と指摘されています。

県はこの計画について二度、地権者のみを対象にした住民説明会とアンケート調査を行ったと繰り返しますが、アンケートの回答率は2%でした。遠藤いく子議員もかつて一般質問で質したとおり「二度の説明会とも地権者や参加者から質問や意見が相次いだ」にも関わらず、当局が終わり際「本日中に了承して頂き年度内に発注したい」と一方的に宣言し「合意を取り付けた」事にしたというのが事実経過です。とても「住民合意」といえるものではありません。

蒲生で暮らしを重ねてきた人々にとって「蒲生干潟」や「日和山」「高砂神社」等々は、心のふるさとです。「『自分たちの町を自分たちの手で大切にしていきたい』と願う人々を真ん中に、環境保護団体・宮城県・仙台市が一同に会した4者での話し合い、共に考え行動し、次世代に『ふるさと蒲生』を手渡したい」この事が求められ続けてきましたが、4者での話し合いはいまだ一度も行われていません。にもかかわらず、県管轄・河川堤防建設と仙台市管轄・区画整理事業だけは着々と具体化される。こんなやり方を到底追認するわけにはいきません。今からでも4者での話し合いの場を早急に実現して頂く事こそ必要であり、議第91号議案に反対します。以上で反対討論と致します。ご静聴ありがとうございました。